

新型コロナウイルス感染症への対応について（第26報） （当所主催等の会議・イベントの実施基準等）

令和4年3月7日
上越商工会議所
会頭 高橋 信雄

全国的にオミクロン株による感染拡大が収まらない中、新潟県では、3月6日をもって、「まん延防止重点措置」の適用が解除された。

しかしながら、新規感染者数はいまだ高い水準にあり、全国で18都道府県においては、「まん延防止重点措置」の適用が3月21日まで延長された。

これらのことを受け、基本的な感染対策を徹底し、引き続き、感染予防と感染拡大防止に努めることとする。

記

1 基本的な感染対策

- (1) マスク着用、手洗い、手指のアルコール消毒の徹底
- (2) 出勤前の体温測定と報告（発熱や体調不良の場合は、出勤しない）
- (3) 定期的な事務室の換気（最低1時間に1回以上）
- (4) 会議室等使用後の消毒の徹底
- (5) 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出や移動は極力控える。

2 主催または共催等の会議・イベント等の開催について

- (1) 以下の条件を目安に、適切な感染防止策を講じた上で、開催する。
 - ① 3密（密閉・密集・密接）を回避する措置を講じること
 - ア 適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。
 - イ 出席人数をできるだけ少なくし、時間短縮を図る。
 - ウ 近距離での会話や発声を避ける形式で開催する。
 - ② 適切な感染防止対策を講じること
 - ア マスク着用及び手指の消毒の徹底
 - イ 参加者の体調管理の徹底

【飲食を伴う会合等についての注意事項】

- ・ 他都道府県の方など、普段顔を合わせない人との飲み会を控える
- ・ 体調が悪い人は、参加させない（症状喪失後の2日間はダメ）
- ・ 定員の50%以下とする（座席を離す）
- ・ 短時間とする
- ・ 着座とする（立食・席からの移動及びお酌は禁止とする）

※ 新潟県安心なお店応援プロジェクト認証店など、感染防止対策が徹底された店を利用する。

3 他の都道府県との往来について

- (1) まん延防止等重点措置適用都道府県との不要不急の往来は、極力控える。
- (2) 往来後に、体調が悪いと感じたら、必ず医療機関を受診する。

まん延防止等重点措置の終了に伴うお願い

1月21日から適用されていた「**まん延防止等重点措置**」は3月6日をもって終了しました。この間、県民の皆様、事業者の皆様の御協力により、感染の急拡大は抑えられました。皆様の御協力に感謝いたします。

一方で、新規感染者数はいまだ高い水準にあり、重点措置期間の終了後に、再び感染者数が増加する可能性もあることから、国の定める基本的対処方針に基づき、**警戒状態を維持**します。

常に感染している可能性を考え、引き続き、**基本的な感染対策を徹底（手洗い・手指消毒、3密回避、マスク着用）**していただくとともに、以下のとおりお願いします。

<感染拡大防止のため守っていただきたいこと>

[1] **体調に合わせた行動の徹底**

◆体調不良を感じたら…

- ・出勤・登校しない
- ・不要不急の外出をしない
- ・人の集まるところに行かない
- ・イベント・飲み会に参加しない

[2] **まん延防止等重点措置適用都道府県との不要不急の往来は、極力控えてください**

[3] 児童生徒への感染防止

- ◆ 家族が体調不良の場合は登校を控えてください
- ◆ 混雑した場所等感染リスクの高い場所への外出は控えてください
- ◆ 部活動は、以下の点に注意を
 - ・ 通常の活動場所のみで実施
 - ・ 生徒が密集、接触する運動や活動は実施を慎重に検討

[4] 高齢者等への感染防止

- ◆ 重症化予防等に効果のある3回目のワクチン接種について、積極的にご検討ください
- ◆ 高齢者施設、医療機関等に従事する方は、症状が見られた際には、検査キット等による検査の徹底をお願いします

[5] 飲食を伴う会合は慎重に

- ◆ 他県の方など、普段顔を合わせない方との飲み会は控えてください
- ◆ その他の飲み会は、以下の点に注意を

✓ 人数をできる限り絞る

✓ 形式を工夫する

- ・ 着座（立食・席移動は控える） ・ お酌はNG
- ・ 定員50%以下（座席も離して） ・ 短時間で行う

※ にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店など、感染防止対策が徹底された店舗を利用しましょう！